

令和2年12月15日（火）
愛知県化学物質適正管理セミナー



PRTR法対象物質の見直しについて

環境省 大臣官房 環境保健部 環境安全課

松波 若奈

自己紹介

環境省 環境保健部環境安全課

担当業務

- ・化学物質排出把握管理促進法におけるPRTR制度の運用
- ・化学物質排出把握管理促進法の見直し
- ・化学物質管理政策に関する国際案件業務(SAICM, OECD etc…)

など

本日お話する内容

1. PRTR制度の概要
2. 平成30年度のPRTRデータの概要
3. PRTR法対象物質の見直し

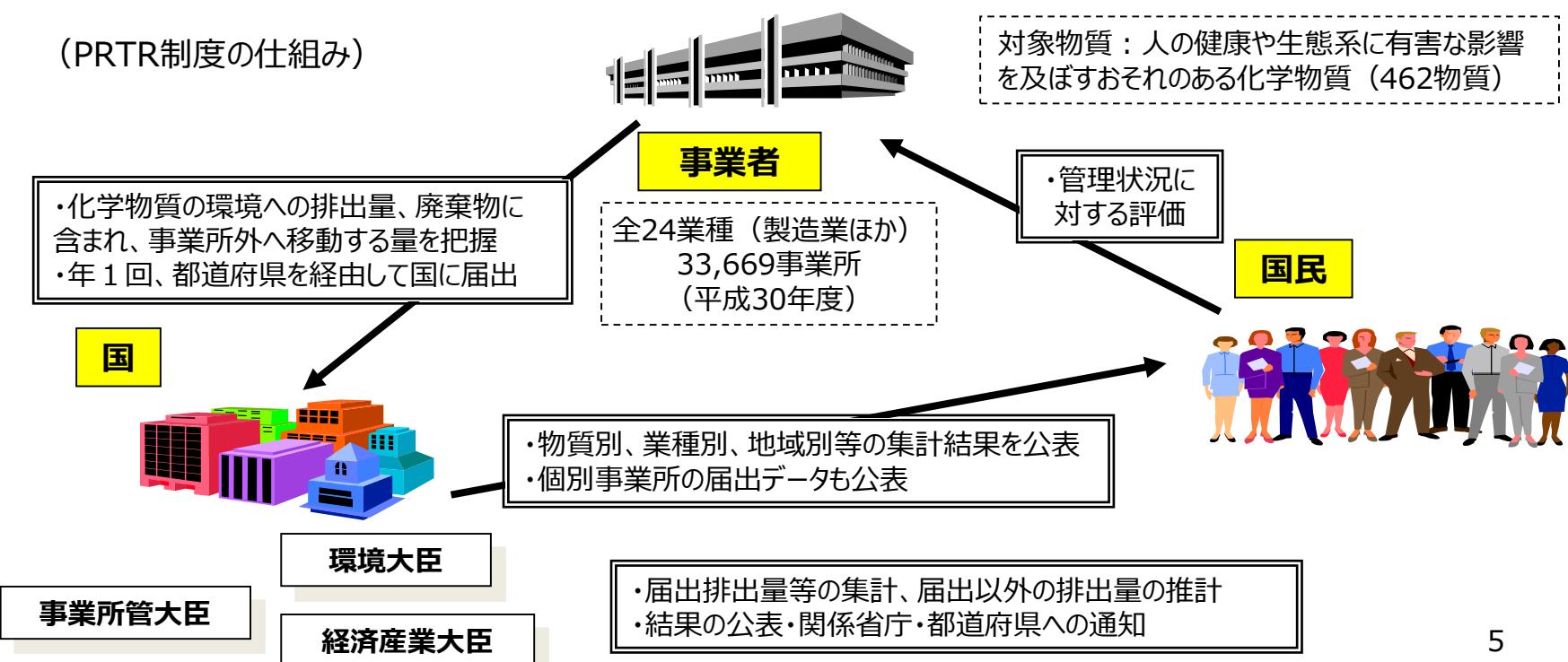
1. PRTR制度の概要



化学物質排出把握管理促進法（PRTR制度）

制度の概要

- ・化学物質排出移動量届出制度（Pollutant Release and Transfer Register）
- ・経緯： 平成11年に制定された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）に基づき導入
- ・目的： 事業者による化学物質の自主的な管理の改善促進し、環境の保全上の支障を未然に防止
- ・対象事業者は、事業活動に伴う環境中への化学物質の排出量等を年度ごとに把握し、都道府県知事を経由して国へ届出、国は届け出されたデータを集計し公表





ＰＲＴＲ届出対象事業者の要件

○ 2 4 の業種

金属鉱業	倉庫業	機械修理業
原油・天然ガス鉱業	石油卸売業	商品検査業
製造業	鉄スクラップ卸売業	計量証明業
電気業	自動車卸売業	一般廃棄物処理業
ガス業	燃料小売業	産業廃棄物処分業
熱供給業	洗濯業	医療業※
下水道業	写真業	高等教育機関
鉄道業	自動車整備業	自然科学研究所

※平成 22 年度把握から

○ 特別要件施設

- ・ 鉱山保安法上の関連施設
- ・ 下水道終末処理施設
- ・ 一般廃棄物処理施設／産業廃棄物処理施設
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法上の特定施設



現行の対象化学物質

第一種指定化学物質：462物質

- ・有害性（ハザード）とばく露に着目して選定

※第二種指定化学物質（SDSのみ対象）：100物質

特定第一種指定化学物質：15物質

- ・第一種指定化学物質のうち、発がん性等が認められる物質
- ・第一種指定化学物質とは製品の要件、年間取扱量の要件が異なる

【現行対象物質】石綿、エチレンオキシド、カドミウム及びその化合物、

六価クロム化合物、塩化ビニル、ダイオキシン類、鉛化合物、ニッケル化合物、
砒素及びその無機化合物、1,3-ブタジエン、2-ブロモプロパン、
ベリリウム及びその化合物、ベンジリジン=トリクロリド、ベンゼン、
ホルムアルデヒド

有害性（ハザード）

- ・発がん性
- ・経口慢性毒性
- ・作業環境毒性
- ・感作性
- ・オゾン層破壊物質
- ・変異原性
- ・吸入慢性毒性
- ・生殖発生毒性
- ・生態毒性



ばく露性

第一種指定化学物質

- 過去10年に、環境モニタリング（「黒本」）の複数地点で汚染が検出
- 年間製造・輸入量が100トン以上
- 農薬及び特定第1種指定化学物質については年間製造・輸入量が10トン以上
- オゾン層破壊物質：これまでの製造・輸入量累積が10トン以上

第二種指定化学物質

- 過去10年に、環境モニタリング（「黒本」）の1地点から汚染が検出
- 年間製造・輸入量が1トン以上

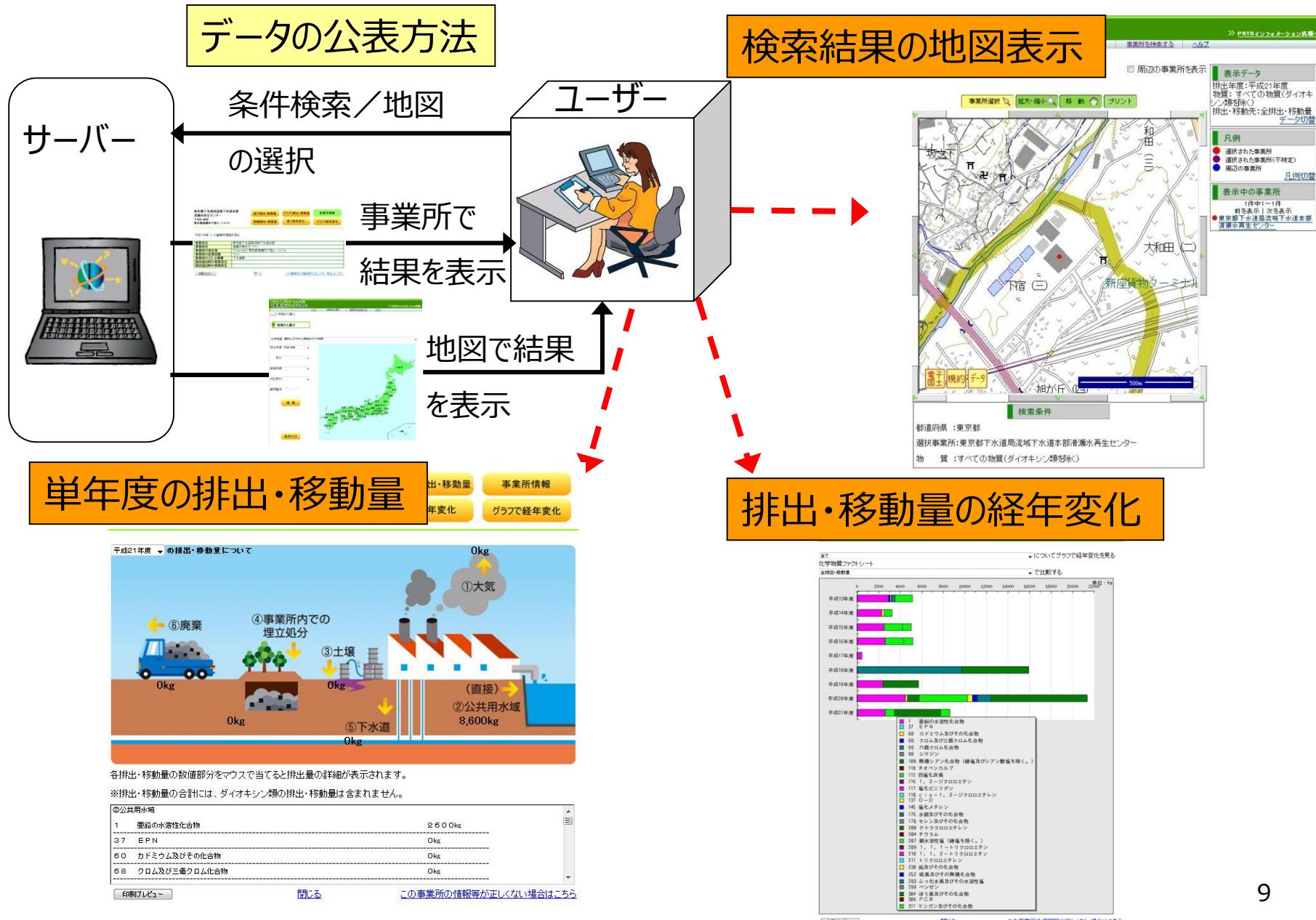


PRTRの意義とデータの活用事例

PRTRの意義	PRTRデータの活用事例（今後利用予定を含む）
①環境保全上の基礎データ	<ul style="list-style-type: none">○ PRTR排出量データを、化学物質分野の取組推進に向けた指標とする。○ 各種政策の検討に当たって基礎データとして使用。
②行政による化学物質対策の優先度決定	<ul style="list-style-type: none">○ 化学物質の環境リスク評価に利用。（化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価等に利用。）○ 環境モニタリングの対象物質・対象地点の選定に利用。
③事業者による自主的管理の改善促進	<ul style="list-style-type: none">○ 事業所周辺の環境濃度予測等のツールをNITEホームページを通じて事業者に提供。○ 地方公共団体において、事業者指導の資料として利用。
④国民への情報提供と化学物質に係る理解の増進	<ul style="list-style-type: none">○ データの集計結果や個別事業所の届出情報を公表し、インターネット上に掲載。○ 排出量及び予測大気濃度の地図情報を作成し、NITEホームページにて掲載。○ PRTRデータを活用した市民向けのガイドブック、化学物質ファクトシート等を作成。
⑤環境対策の効果・進捗状況の把握	<ul style="list-style-type: none">○ 大気汚染防止法の優先取組物質の削減について、モニタリングデータ及びPRTRデータで対策状況を把握。



PRTRデータ地図上表示システム





データの入手（PRTRインフォメーション広場）

The screenshot shows the homepage of the PRTR Information Plaza. At the top, there's a navigation bar with links for '事業者の皆さまへ', '個別事業所のデータ', '集計結果', 'PRTRとは', 'PRTR目安箱', '資料集', and 'リンク'. Below the navigation, a main content area has several sections: 'PRTRインフォメーション広場とは' (what the information plaza is), '事業者の皆さまへ' (information for business operators), '届出手続きに必要となる情報をお伝えします。' (Information required for submission procedures), '開示を請求される方へ' (Information for those requesting disclosure), 'PRTR個別事業所データの開示請求方法についてご案内します。' (Information on how to request disclosure of individual company PRTR data), '集計結果データを見る' (View aggregated results data), 'PRTRデータ地図上表示システム' (System for displaying PRTR data on a map), 'PRTRとは' (What is PRTR), '関連資料集' (Related document collection), and 'リンク集' (Link collection). At the bottom, there are news items and a search bar.

- 環境省では、ホームページ上に、「PRTRインフォメーション広場」を開設
- 事業者向けのPRTRに関する届出に必要な情報や、一般の方も含めた多くの方が利用できるよう集計された結果やデータを分かりやすく掲載

⇒「グラフでデータを見る」、「PRTRデータ地図上表示システム」、「個別事業所データ検索」etc…（「市民ガイドブック」参照）

このサイトへは、「PRTRインフォメーション広場」で検索！

PRTRインフォメーション広場

検索





PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック



- ・直近に公表されたPRTRデータを分かりやすく紹介することを目的に毎年度発行。
- ・以下のような内容を掲載。
 - 暮らしの中の化学物質
 - PRTR制度とは
 - PRTR データ
 - **化学物質による環境リスク低減のために**
(⇒自治体のリスクコミュニケーションの好事例を掲載)
 - もっと知りたい時には
- ・冊子を無料で提供（但し送料の負担は必要）。Webでも公開。
<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/guidebook.html>

2. 平成30年度 P R T R データの概要 (化学物質の排出量・移動量の集計結果)

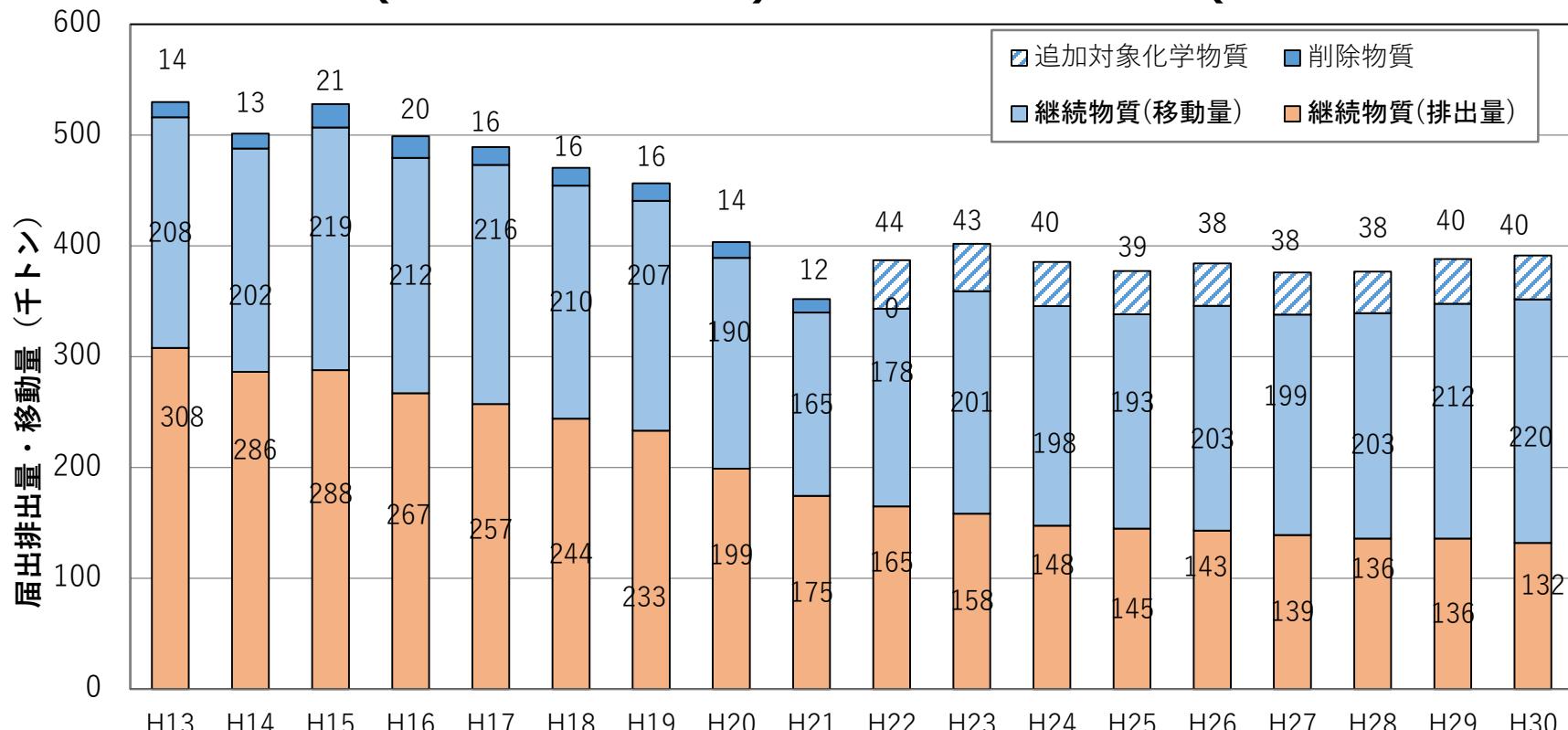


平成13～30年度 届出排出量・移動量の経年変化

●化管法政令改正前後で継続して届出対象物質として指定された276物質（継続物質）の総届出排出量・移動量は352千トン(対前年度比+1.2%)

<排出量>132千トン(対前年度比▲ 2.9%)

<移動量>220千トン(対前年度比+3.8%)



※追加対象：化学物質：平成20年改正時にPRTRの届出対象に追加された186種類の第一種指定化学物質

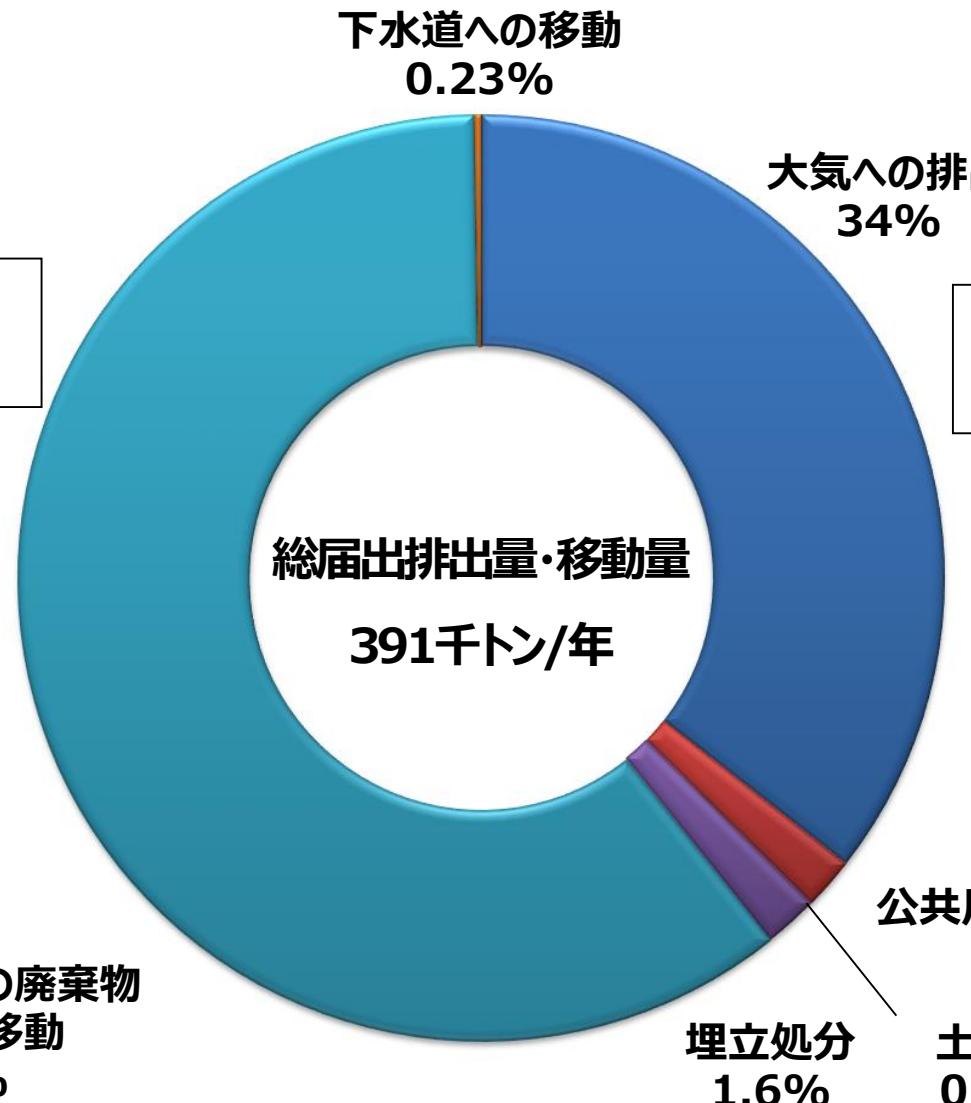
※削除物質：平成20年PRTRの届出対象から除外された73種類の第一種指定化学物質

※化管法の見直しに伴う継続物質等の考え方

継続物質(276物質)には、政令改正前後で同一の物質として継続して指定された物質(265物質)に加え、政令改正により統合又は分割された物質で政令改正前後で対象となる物質の範囲が完全に一致する物質(4物質)及び政令改正前後で対象となる物質の範囲が完全には一致しない物質(7物質)を含む。



平成30年度 総届出排出量・移動量





平成30年度PRTRデータの概要

令和2年3月19日、事業者から届出のあった平成30年度の化学物質の環境への排出量及び廃棄物に含まれての移動量等のデータの集計等を行い、公表した。

また、事業者から届出のあった個別事業所ごとの化学物質の排出量・移動量についても併せて公表した。

<届出排出量・移動量>

平成30年度の1年間に届出対象事業者が把握し、届出のあった事業所からの排出量・移動量の全国・全物質（462物質のうち、435物質）の集計結果は、以下のとおり。

- ・届出事業所数

⇒**33,669事業所**（前年度34,333と比べて664減少）

- ・届出排出量

⇒**148千トン**（前年度152千トンと比べて2.6%の減少）

- ・届出移動量

⇒**243千トン**（前年度236千トンと比べて3.1%の増加）

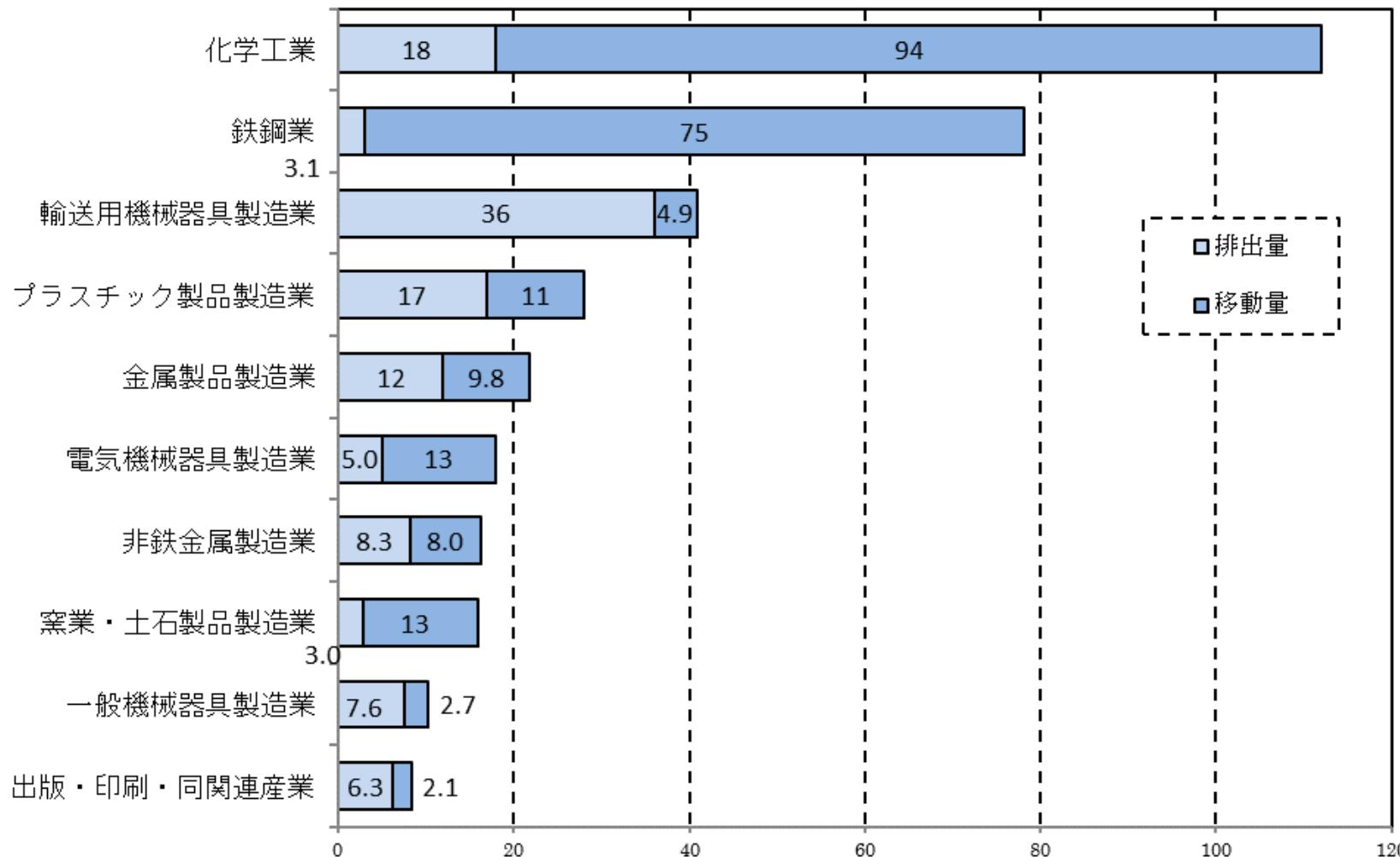
- ・届出排出量と届出移動量の合計

⇒**391千トン**（前年度388千トンと比べて0.8%増加）



平成30年度 届出排出量・移動量上位10業種とその量

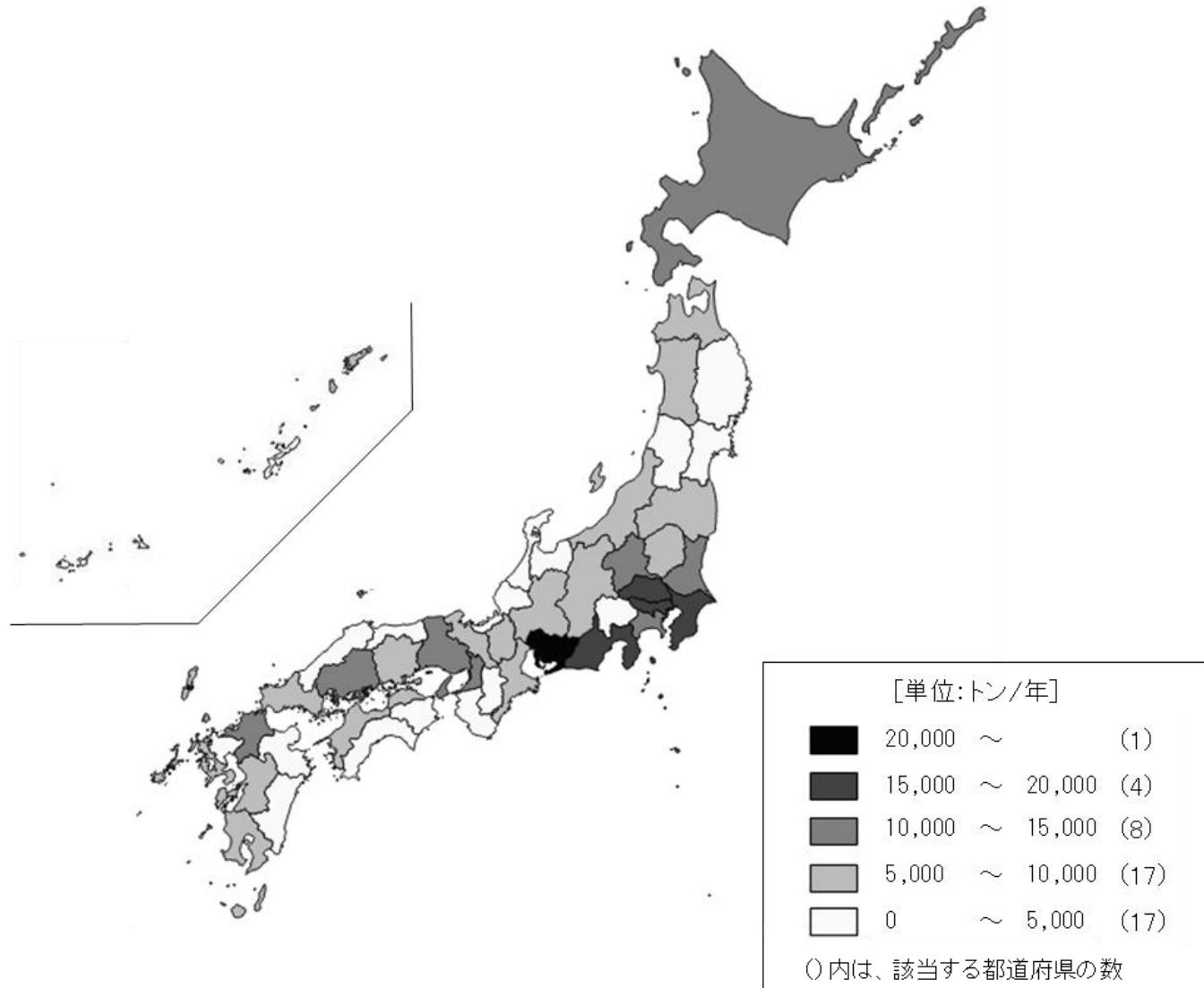
(単位：千トン/年)





ＰＲＴＲ排出量集計例（地域分布）

都道府県別の届出排出量・届出外排出量の合計（平成30年度）



3. PRTR法対象物質の見直し



PRTR制度の見直しの検討結果について

見直しの背景

- ・第55回規制改革会議（平成27年12月開催）に対し、**平成30年度を化管法の見直し年度と報告。**
 - ・化管法の前回見直しから10年が経過しており、この**10年間の状況を勘案した見直しが必要。**
 - ・第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）において**化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進、化学物質の管理やリスクの理解促進と対話の推進等**について重点的に取り組むこととしている。
- 今後の化学物質環境対策として、化管法の今日的な在り方について検討が必要**

主な検討結果（制度全体）

環境保健部会 化学物質対策小委員会
(経産省との2省合同審議)にて審議

- ・**対象化学物質の見直しの考え方**
 - 対象とする候補物質（母集団）
 - 有害性の判断基準
 - 環境中での存在に関する判断基準
 - 環境保全施策上必要な物質の追加
- ・**特別要件施設の点検**
 - 特別要件施設である廃棄物焼却処理施設は、水俣条約に基づく大防法の措置（水銀測定）により測定が義務づけられたことから、水銀及びその化合物を届出対象に追加
- ・**届出データの正確性の向上**
- ・**災害に対する既存のPRTR情報の活用及び情報共有**
- ・**廃棄物に移行する化学物質の情報提供のあり方**

制度全体に関する諮問
(H31.4.9)

環境保健部会 化学物質対策小委員会
(経産省との2省合同審議)

答申
(R1.6.28)

「対象化学物質の見直しの考え方」を踏まえた審議

設置

物質選定に関する諮問
(R1.7.1)

環境保健部会 PRTR対象物質等専門委員会
(厚生労働省、経済産業省との3省合同審議)
報告(R2.5.1)

答申
(R2.8.31)



対象物質見直しにかかる審議経過

令和元年7月1日	諮詢「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて」
令和元年7月22日	第42回環境保健部会 ・PRTR対象物質等専門委員会の設置
令和元年12月3日	第1回合同会合※（第1回PRTR対象物質等専門委員会）
令和2年2月19日	第2回合同会合※（第2回PRTR対象物質等専門委員会）
令和2年2月25日 ～3月13日	パブリックコメント（意見募集） ・意見総数 662件(提出者数 541団体・個人)
令和2年4月10日 ～16日	第3回合同会合※（第3回PRTR対象物質等専門委員会） (書面審議) ・専門委員会報告を取りまとめ
令和2年8月31日	答申「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて」

※：薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会PRTR対象物質調査会、
化学物質審議会安全対策部会化管法物質選定小委員会と合同開催



①対象化学物質の見直しの検討について

対象化学物質の見直しの考え方(R1.6 答申)

I. 対象とする候補物質(母集団)

- 現行化管法対象物質
- 各種法令規制物質等
- ※ 農薬は引き続き対象

※赤字箇所が
前回見直しからの
変更点

II. 有害性の判断基準

- 評価手法が確立して一定のデータ蓄積がある項目(発がん性、生殖毒性等)
- 一定以上の**生態毒性**を有し難分解、高蓄積である物質を**特定第一種指定化学物質に追加**

従来の特定第一種指定化
学物質の判断基準に追加

相当広範な地域の環境での
継続的な存在の程度との
相関性の観点から
**製造輸入量から
排出量への変更**

III. 環境中での存在に関する判断基準

- 一般環境中での検出状況
- 排出量等での判断
 - 1) 現行の第一種指定化学物質
届出排出量+届出外排出量 10トン以上
※届出移動量が多い物質は100トン以上
(すべてが排出されないため)
 - 2) 現行の第一種指定化学物質ではない物質
(化審法用途のみの物質) : **推計排出量** 10トン以上
 - 3) 現行の第一種指定化学物質ではない物質
(化審法用途以外の用途もある物質)
: 製造輸入量 : 100トン以上

IV. 環境保全施策上必要な物質

- 環境基準が設定されている物質
- 化審法の優先評価化学物質 等

前回見直しの答申(H20.7)

今後の課題

- 初期リスク評価の結果のより一層の活用
- 物質選定基準とGHSとの一層の整合化
- 付随的生成物の選定に向けた排出量の把握方法の確立

環境保健部会 PRTR対象物質等専門委員会

(厚生労働省、経済産業省との3省合同審議)

今回の見直しでの主な検討項目

・有害性の判断基準

- －有害性項目ごとの物質選定基準の検討
※物質選定基準、さらなるGHSの整合

・環境中での存在状況に関する判断基準

- －2) 現行の第一種指定化学物質ではない物質
(化審法用途のみ)
: 化審法の排出係数による推計排出量
- －3) 現行の第一種指定化学物質ではない物質
(化審法用途以外の用途もある物質)
: 製造輸入量による設定

PRTR対象物質、SDS対象物質の選定



①対象化学物質の見直しの検討について P R T R 対象物質等専門委員会における検討結果の概要

・物質選定を行う母集団の考え方

➤ 現行の物質選定の際の母集団を前提としつつ必要な精査を行い、母集団を設定

・有害性の観点からの物質選定の考え方

➤ 選定基準…現行の基準を引き続き採用

➤ 情報源…最新の科学的知見を踏まえて更新し、「優先順位1」に化審法スクリーニング評価・リスク評価を追加

・環境での存在状況（ばく露）等の観点からの物質選定の考え方

➤ 一般環境中での検出状況…引き続き活用

➤ 検出状況以外

①現行の第一種指定化学物質

届出排出・移動量 + 届出外排出量 10トン以上→第一種 1トン以上→第二種

※移動量の多い物質 100トン以上→第一種 10トン以上→第二種

②現行の第一種指定化学物質ではない物質（化審法用途のみ）

排出係数を用いた推計排出量 10トン以上→第一種 1トン以上→第二種

③現行の第一種指定化学物質ではない物質（化審法用途以外の用途もある物質）

現行基準を踏襲 製造輸入量100トン以上（農薬、オゾン層破壊物質（累積）は10トン以上）→第一種、1トン以上→第二種

➤ 環境保全施策上必要な物質の判断基準

化審法の優先評価化学物質等のうち十分な信頼性を有する有害性情報が得られる物質

・特定第一種指定化学物質の選定の考え方

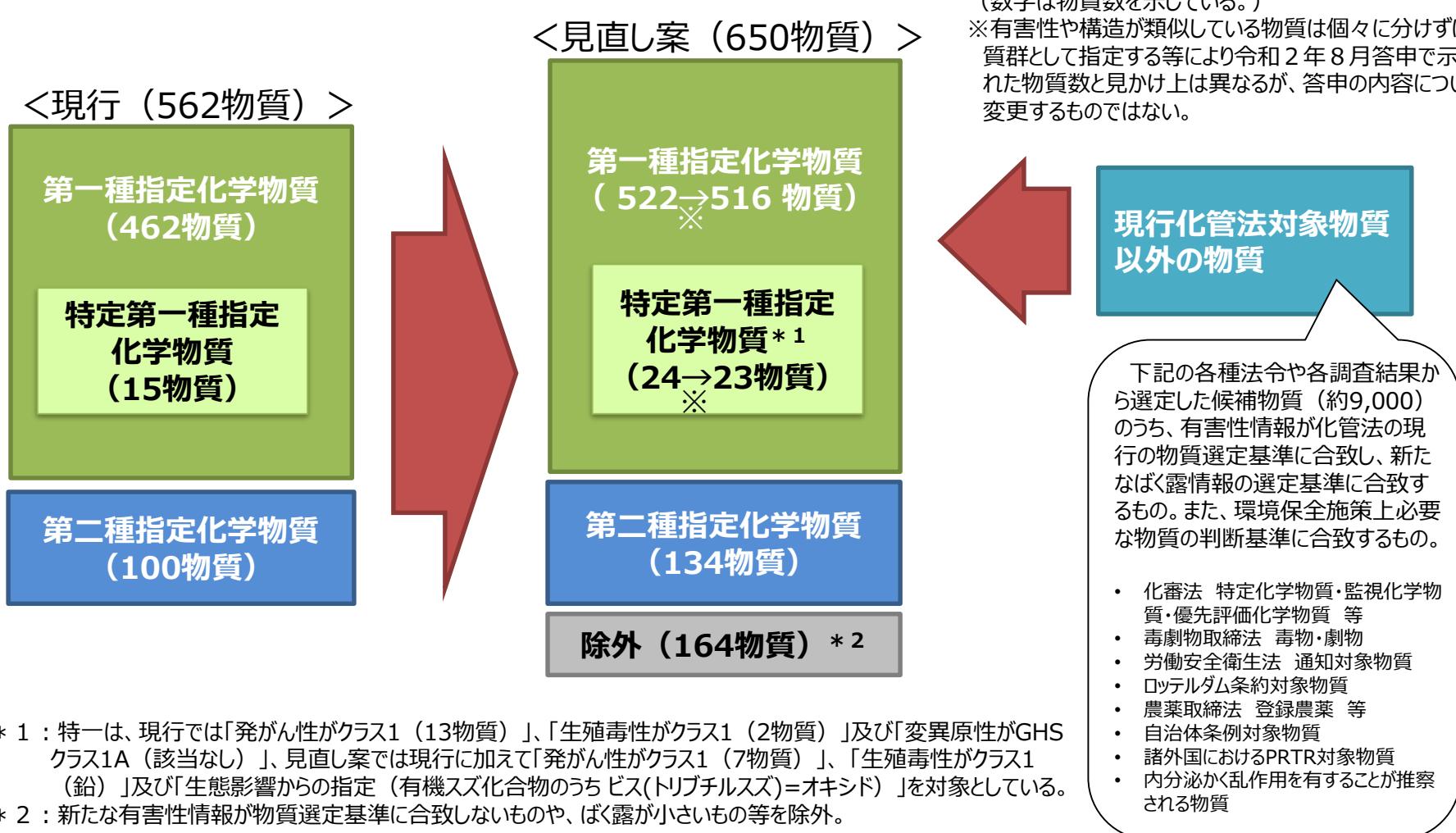
➤ 人健康については現行の基準を引き続き用いる

➤ 生態毒性について、一定以上の「生態毒性」を有し、難分解性かつ高蓄積性の物質を検討



①対象化学物質の見直しの検討について 見直しによる化管法対象物質数の概況

化管法対象物質の見直し作業の結果、有害性が化管法の現行選定基準に合致し、新たなく露情報の選定基準に合致する物質は650物質、うち特定第一種指定化学物質に該当する物質は23物質





①対象化学物質の見直しの検討について 見直しによる主な化管法対象候補物質の選定根拠

★新規追加の特定第一種指定化学物質候補 (9物質)

- ・ヒト健康の観点による追加：8物質
- ・生態毒性の観点による追加：1物質

★新規追加の第一種指定化学物質候補 (190物質)

- ・環境保全施策上必要な物質：81物質
- ・一般環境中の複数地点で検出がある物質：5物質
- ・推計排出量による追加：38物質
- ・製造・輸入量による追加：66物質

★新規追加の第二種指定化学物質候補 (68物質)

- ・一般環境中の検出がある物質：4物質
- ・推計排出量による追加：35物質
- ・製造・輸入量による追加：29物質

特定第1種への追加候補: 9物質 (発がん性 7、生殖発生毒性 1、生態毒性 1)		
発がん性	生殖 発生毒性	物質名称
2→1	-	アセトアルデヒド
2→1	-	3,3'–ジクロロ–4,4'–ジアミノジフェニルメタン
→1	-	1,2–ジクロロプロパン
-	→2	有機スズ化合物（このうち、生態毒性等から「ビス（トリブチルスズ）オキシド」が特定第1種候補）
2→1	-	トリクロロエチレン
2→1	-	トルイジン
2	→1	鉛
2→1	-	ペンタクロロフェノール
2→1	-	ポリ塩化ビフェニル（別名PCB）

※毒性の数値は判定されたクラス。[前回]→[今回]で示しており、発がん性及び生殖発生毒性のクラス1は特定第1種相当で、該当するものに背景色を付した。
「-」はクラス設定に該当する情報が無いことを示す。



①対象化学物質の見直しの検討について 見直しにより追加・変更された化管法対象物質（例）

・ 愛知県で届出の多い業種にかかるPRTR追加対象物質案

※輸送用機械器具製造業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、化学工業、プラスチック製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業など…

- 溶剤等：アセチルアセトン、ジエチレングリコールモノブチルエーテル、シクロヘキサン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 3-ジクロロ-2-プロパノール、トルイジン、ジメチル（1-フェニルエチル）ベンゼン、テトラヒドロフラン、メチルイソブチルケトン、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）など
- 洗浄剤等：アルキル=スルファート及びその水溶性塩（C8～C18及びその混合物に限る。）
1, 2-ジメトキシエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン など

※上記の名称は現在パブリックコメントにて掲載している名称（数字は簡易的に表記した）

・ 愛知県で届出の多い現行PRTR対象物質の変動案

- 1, 2, 4-トリメチルベンゼン] 1, 2, 3-トリメチルベンゼンが新たに対象物質候補となったため
- 1, 3, 5-トリメチルベンゼン] 「トリメチルベンゼン」として統合
- 鉛化合物] →特定第1種
- 鉛]
- トリクロロエチレン → 特定第1種
- P C B → 特定第1種
- 塩化第二鉄 → 削除
- 有機スズ化合物 → 一部特定第1種
- アセトニトリル → 削除

※届出事業所数が10以下の物質については1種から2種候補となった物質や除外候補となった物質もあるがここでは割愛する



②特別要件施設の点検

- 取扱量の把握が困難である等の特殊性**が認められる事業者（特別要件施設）においては、**化学物質の測定が他法令により義務づけられている対象物質のみについて届出義務を課される**。なお、当該届出義務については、対象業種及び雇用人数の要件は適用される一方、取扱量要件は撤廃される。
- 特別要件施設は、下水道終末処理施設、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、鉱山保安法第13条第1項に該当する施設（金属鉱業など）、ダイオキシン類特別措置法に規定する特定施設が指定されている。
- 「水銀及びその化合物」は、PRTR届出対象物質の一つであるが、水銀に関する水俣条約（平成29年8月発効）を担保するため、平成27年に大気汚染防止法を改正（平成30年4月1日より施行）され、水銀等を大気中に排出する者は、「設置時の届出」「排出基準の遵守」「**水銀濃度の測定**」の義務が課されることになった。これらの水銀排出施設（下表）のうち、廃棄物焼却炉等は化管法の特別要件施設に該当する。

水俣条約の対象施設	大防法の水銀排出施設	化管法における状況	
		相当する 対象業種	特別要件施設の 該当
①石炭火力発電所	石炭専焼ボイラー		
②産業用石炭燃焼ボイラー	大型石炭混焼ボイラー 小型石炭混焼ボイラー	電気業、熱供給業	
③非鉄金属製造用の製錬焙焼工程	一次施設（銅・工業金、鉛・亜鉛） 二次施設（銅・工業金、鉛・亜鉛）	非鉄金属製造業	
④廃棄物焼却施設	廃棄物焼却炉 水銀含有汚泥等の焼却炉等	一般廃棄物処理業 産業廃棄物処分業 下水道業	○
⑤セメントクリンカー製造設備	セメントの製造の用に供する焼成炉	窯業 土石製品製造業	



③届出正確性の向上

PRTR制度は情報的手法であり、届出・公表される情報の信頼性の確保は、制度の信頼性確保の観点から重要である。

正確性向上のために

- ・届出様式の変更
- ・電子届出の更なる普及促進
- ・届出時の誤り防止
(例：電子届出システムにおけるチェック機能の充実等)
- ・国の届出排出・移動量公表後に生じている排出量・移動量の変更の要因解析
⇒届出項目の精査
⇒PRTR排出量等算出マニュアルと業種別の算出マニュアルの見直し



- ・環境保全施策の企画・立案や事業者の自主管理の改善・促進、リスクコミュニケーションの基盤としての活用へのより正確なデータの提供
- ・第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の的確な物質選定への貢献
- ・地方公共団体の増大する作業負担の軽減・合理化



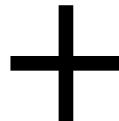
④災害に対する既存のPRTR情報の活用及び情報共有

地方公共団体の災害対応措置を強化する観点から以下が答申に盛り込まれた。

- ・地方公共団体によるPRTRの届出排出・移動量の有効活用、事業者の自主的な情報共有の取組の促進
- ・平時からの地方公共団体と事業者との情報共有
- ・災害対応時の地方公共団体における既存のPRTR情報の活用及び必要に応じた事業者への確認 等



これらの取組を**「化学物質管理指針」**へ位置づけて一層の促進を図る予定



「自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き」
を近年激甚化する**災害時にも対応できるように更新**予定



④災害に対する既存のPRTR情報の活用及び情報共有 近年の災害による化学物質漏洩事例

- **令和元年台風19号**
 - 静岡県で浸水の影響によりリン化アルミニウム燻蒸剤の入ったボトルが流出
 - 福島県郡山市で浸水の影響によりシアノ化ナトリウムが漏洩
 - 長野県長野市で浸水の影響によりシアノ化合物が漏洩
 - 福島県本宮市で浸水の影響によりトリクロロエチレン等の入ったドラム缶等が流出
 - 福島県本宮市で浸水の影響によりふっ化水素アンモニウムが漏洩
- **令和元年 8月の前線による大雨**
 - 佐賀県大町町で浸水の影響により鉄工所から油が漏洩
- **令和2年7月豪雨による大雨**
 - 大分県日田市で豪雨の影響により農協保管庫から農薬の入った容器が流出



④災害に対する既存のPRTR情報の活用及び情報共有 災害による事故への備えとして

・ 平時からの備え

- 施設の定期的な点検や整備、仕切り板や防波堤、受け皿といった流出防止設備の設置、転倒防止措置など
- ハザードマップの確認
- 地域住民とのリスクコミュニケーション
 - : 第3者の意見をもらうことで上記の対応策を振り返るきっかけとなる。地方公共団体と連携して行うことで、事故時の連絡体制等の強化にもつながる。

・ 事故発生時の対応

- 関係機関との連携
- SDSの活用・提供：対応者の身を守ることにつながる。化学物質が事業所外へ流出し、消防や行政で対応が必要になった際には情報提供いただくことが有用。

化学物質取扱事業者の皆さんへ 東京都環境局

水害による化学物質の流出を防ぎましょう

台風・長雨の季節の前に備えることが重要です

すぐできる備え 1 まずは被害想定の把握を確認
ハザードマップの確認

各マップ入手

【洪水】
対象河川
想定雨量
浸水深など
【高潮】
漫水渓
土砂災害
警戒区域指定状況
ハザードマップの例

「東京マイタイムライン」(東京都防災ホームページ)を活用し、事業所用に工夫したタイムライン作成例

すぐできる備え 2 平常時・災害前後
防災行動計画の整備

タイムラインを作成

平常時や、台風等の直前・直後の対応を時系列に記載

対策・避難

避難のための余裕を確保
強風による施設破損・停電も想定

情報の入手方法

台風進路情報、東京アメッシュなど

すぐできる備え 3 浸水・流出対策
対策用資材の確保

浸水防止対策：
土のう、水のう、止水板の設置など

土のう袋は新品のスラッジ袋でも代用できます。
土のうは土の入手方法を事前に確認しておきましょう

流出防止対策：
ビニールシートかけ、フタ閉め、容器の固定、高所への移動など

バインド
シートかけ・フタ閉めはVOCの漏れ防止にもなります
容器の固定は震災への備えとしても必要です

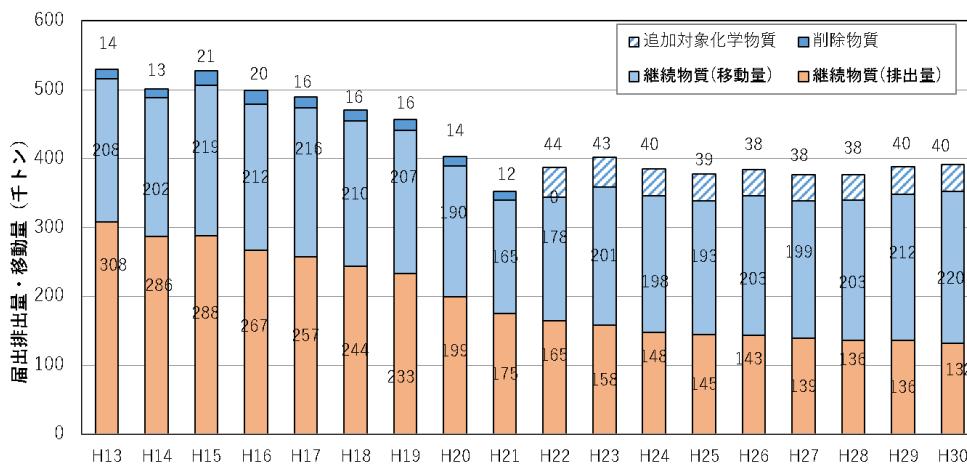
～化学物質に関する各種法令の指導内容も確認し、対策を取りましょう～

東京都作成リーフレット

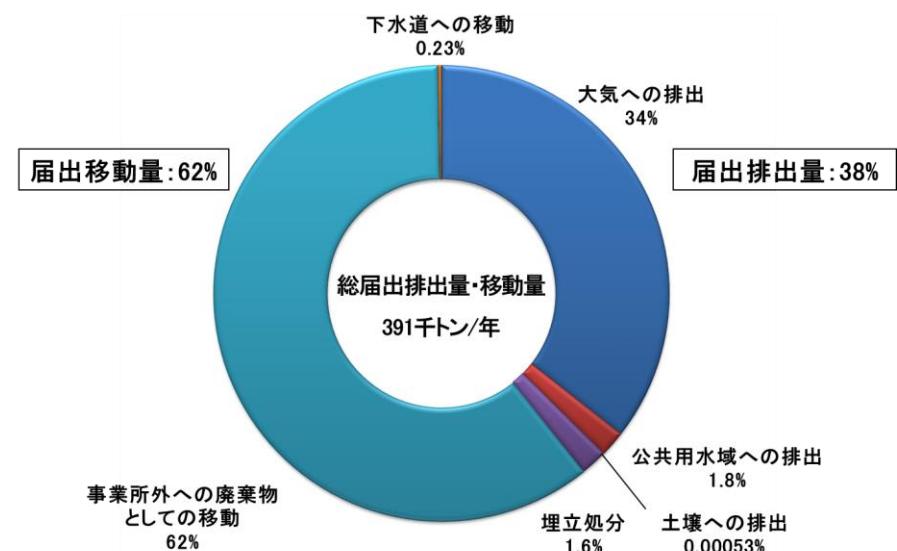
(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/chemical/disaster.html>)



⑤移動量（廃棄物）に移行する化学物質の情報提供のあり方



○法施行後、排出量は半減している一方で
移動量（廃棄物等に含まれる化学物質）は
横ばいである。



○移動量は462物質合計で排出移動量全体の6割程度を占めており、物質ごとに見ても移動量が排出移動量の95%以上を占める物質が対象物質の半数以上ある。

○廃棄物の適正な処理の観点から、**廃棄物の処理委託時にSDSの情報を活用して必要な情報を自主的に提供**するよう事業者へ周知することが考えられる。

○また、移動量について管理を強化するために、**排出量から移動量にどのように移行しているのか、移動量の経年変化の要因や化学物質種などの分析**が必要である。



化管法の見直しに係る今後の課題への対応

- 化管法目的に照らしてより実効性のある制度となるよう、引き続き、見直しに係る検討を行っていくことが必要。
- 今回の見直しの過程で生じた以下のような課題については早期に検討に着手し、定期的な進捗管理を行いつつ計画的に検討を進め、今後の見直しに繋げていく。

①有害性の観点からの課題

- 近年の化学物質のリスク評価等の進展により多くの有用な情報が得られるようになってきており、例えばある物質に対し異なる試験方法による試験結果が複数得られる場合の有害性の証拠の確からしさや、従来とは異なる生物種を用いて行われた試験において、試験結果が大きく異なった場合の物質選定における扱いを検討。

②ばく露の観点からの課題

- PRTR届出外排出量については、推計対象としなかった排出源が複数存在しているため、個別の対象物質への排出量への寄与割合も勘案しつつ、推計方法の検討を進める。
- 推計を行うことが難しい場合、届出、届出外情報双方の不確実性にも留意した物質選定のあり方について検討。
- 化学物質のライフサイクル全体での環境排出等に関する科学的知見の集積に努め、関係者とも連携しながら、化管法の物質選定のための排出係数の設定等について検討。
- モニタリングによる一般環境中での検出状況は、「相当広範な地域の環境での継続的な存在」を判断する指標として、最も確度の高い指標とされていることから、新たに化管法の対象となる物質を中心に分析方法の開発やモニタリングの実施に努める。

③その他の課題

- 新たに対象となった物質については、現行物質の指定範囲の設定方法を踏まえつつ、事業者における届出やSDS制度に基づく情報の提供等が適切に実施できるように物質範囲の明確化を行う。
- 化管法対象から除外される現行対象物質について、事業者においては、今後とも化学物質管理指針を踏まえ、自主的な取組を継続することが望まれる。
- また、国においては、製造・輸入状況、用途の変化の把握、推計排出量への影響を定期的に把握したうえで、必要に応じて一般環境中の存在の監視を行っていく。



今後の対象化学物質の見直しについて

現在政府部内で政令化に向けた作業中
(12月4日から1月4日まで政令化に伴うパブリックコメントを実施)



令和3年1月中に公布（予定）

令和4年4月施行、改正後の化管法対象物質の
排出・移動量の把握開始（予定）

令和5年4月から届出開始（予定）